

1. ご本人の提出書類について

(1) 特退資格取得申請書



金融機関で事前手続きが必要です

(2) 預金口座振替依頼書

・「預金口座振替依頼書」（当健保指定フォーマット）に必要事項記入、金融機関届出印を押印のうえ、ご自身で白黒のコピー（写）をご用意願います。

原紙とコピー（写）の2枚を金融機関窓口にご持参のうえ、自動振替の手続きをしてください。手続きが完了しましたら、コピー（写）分を受け取り、資格取得申請書一式と一緒に富士通健康保険組合にご提出ください。

・ゆうちょ銀行は、窓口でのお手続きができませんので、「預金口座振替依頼書」の原本に、通帳のコピー（口座名義、通帳記号番号、店名、店番、口座番号のページ）を添付してください。

本人 手 続 き	<p>「預金口座振替依頼書」の「原紙」と「控（コピー）」の2枚を窓口を持ち込み、口座振替の手続きをする。</p> <p>※金融機関に行く前に、コピーをとってください。</p> 
金 融 機 関 の 対 応	<p>「預金口座振替依頼書」の「原紙」と「控（コピー）」を受け取り、控（コピー）に確認印を押印し、本人へ返却する。</p> <p>※原本は、金融機関で受取る。</p> 

(3) 住民票

発行後3ヶ月以内で、個人番号〈マイナンバー〉の記載の無い、続柄記載の世帯全員のもの。ただし、被扶養者がいない場合は、本人のみの住民票でも可。

(4) 国民年金・厚生年金保険年金証書（写）

国民年金・厚生年金保険年金証書が無い場合、年金受給権資格証明書（当健保指定フォーマット）をご提出ください。

年金受給権資格証明書の事業所証明欄は、当健保にて対応いたします。必要事項のみご記入のうえ、他の書類と一緒にご提出ください。

(5) 退職証明書または健康保険資格喪失証明書

他健保を退職等により資格喪失される方：退職証明書または健康保険資格喪失証明書

他健保の任意継続を資格喪失される方：健康保険資格喪失証明書

(6) 国民健康保険の保険証（写）

老齢厚生年金受給年齢前に国民健康保険に加入し、受給権が発生する誕生日をもって特退に加入される方

2. ご家族を被扶養者として申請する場合の提出書類について

事象によってご提出いただく書類が異なります。

詳しくは、特例退職資格取得申請書にある「特例退職者医療制度のご案内」にてご確認ください。

3. 保険料の納付について

納付方法については、特例退職資格取得申請書にある「特例退職者医療制度のご案内」をご覧ください、
3種類（毎月払・6ヶ月払・1年払）から選択してください。

※保険料の納付につきましては、加入手続完了後に送付する「特例退職者の資格取得について（ご通知）」
をご確認ください。

■書類送付先■

〒790-0011

愛媛県松山市千舟町5-6-1 ひめぎん末広町ビル

富士通健康保険組合 事務サポートセンター

特例退職担当 宛

以上

富士通健康保険組合 特例退職担当

電話：044-738-3010

※音声案内の【1】【1】を押してください。